公　告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７７号
盛岡市青山３丁目26番20号
債務者　東日本石油株式会社
代表者代表取締役　安部　昭夫
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　　亮
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午後１時30分

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１４１５号
東京都豊島区南池袋４丁目７―11―205
債務者　伊藤　　修
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　義弘
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０３３号
東京都中央区日本橋２丁目12番６号
債務者　株式会社アインテスラ
代表者代表取締役　篠原　　猛
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上沼　紫野
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０３４号
東京都江戸川区西葛西３丁目10番33号
債務者　有限会社ＳＴＡホールディングス
代表者清算人　篠原　　猛
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上沼　紫野
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０３５号
東京都江戸川区清新町１丁目１―22―606
債務者　篠原　　猛
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上沼　紫野
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４２９号
東京都小平市美園町１―４―10タカラヤビル３階、登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿６丁目12番７号
債務者　株式会社エヌ・エム・ジー
代表者代表取締役　徳田　美幸
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　信一
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月30日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５７２号
東京都荒川区荒川３丁目79番５号河上ビル３階
債務者　株式会社フェニックス
代表者代表取締役　佐藤　信行
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎純一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６０３号
東京都港区南青山１丁目26番４号　六本木ダイヤビル４階ＢＣ号室
債務者　株式会社スピカ
代表者代表取締役　小野　一博
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小峯　健介
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６６１号
東京都港区六本木７丁目18番８号岸田ビル
債務者　株式会社リベロ
代表者代表取締役　植田　　繁
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有賀　隆之
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６９５号
埼玉県越谷市大字袋山2005番地８
債務者　合資会社阿部設備
代表者代表社員　阿部　秀高
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　晃一
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６９８号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目18番９号　ゴールドビル阿佐ヶ谷Ｂ１
債務者　有限会社ハッピークリエーターズ
代表者取締役　真船　博治
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田眞一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７０５号
愛知県名古屋市西区大金町３丁目８番地
債務者　株式会社スタジオクローク
代表者代表取締役　伊藤　浩泰
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　賢人
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７２３号
神奈川県川崎市麻生区高石２―２―７―103
新井義春方、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区上原１丁目28番10―101号
債務者　株式会社ディー・スリー
代表者代表取締役　新井　義春
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　賢人
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７２４号
神奈川県川崎市麻生区高石２―２―７―103
新井義春方、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区上原１丁目28番10―101号
債務者　有限会社ドゥーダ
代表者代表取締役　新井　義春
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　賢人
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前10時

東京地方裁判所民事第20部